平成２３年（フ）第１０号
兵庫県小野市三和町1072番地の１
破産者　小林　一枝
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部
平成２２年（フ）第１０５号
和歌山県日高郡みなべ町山内1442番地
破産者　泰地多恵子
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２３年（フ）第２５号
鳥取県西伯郡南部町東町301番地
破産者　玄行　亜希
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部
平成２３年（フ）第４０号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―105号
破産者　塚澤　　勇
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部
平成２２年（フ）第６０号
広島県三次市吉舎町海田原129番地７　海田原住宅３－２、前住所広島県三次市吉舎町矢野地629番地
破産者　井上　憲文
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部
平成２２年（フ）第６９号
山口県光市島田２丁目４番25号
破産者　笠井彌太郎
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部
平成２３年（フ）第７２号
香川県高松市香川町浅野3061番地３
破産者　武田　光一（旧姓藤岡）
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係
平成２２年（フ）第２２号
長崎県島原市湊道１丁目7427番地１
破産者　宝田　政子
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第４号
長崎県雲仙市愛野町甲3353番地５
破産者　東明こと鄭こと　中山　慈子
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第１３号
長崎県島原市有明町大三東丙544番地２
破産者　吉田直一郎
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第１９号
長崎県南島原市深江町戊3987番地1073
破産者　金澤　幸雄
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第２２号
長崎県南島原市有家町蒲河623番地、開始決定時の住所長崎県南島原市有家町久保169番地
破産者　永門　保信
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第２３号
長崎県雲仙市小浜町北木指3035番地１、前住所長崎県雲仙市小浜町南本町122番地
破産者　吉原きよみ
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２３年（フ）第２４号
長崎県南島原市有家町蒲河623番地、開始決定時の住所長崎県南島原市有家町久保169番地
破産者　永門　智子
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２２年（フ）第１６６号
熊本県八代市井揚町2016番地１―28
破産者　宮尾　秋夫
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部
平成２３年（フ）第１４号
熊本県八代市花園町６番地７
破産者　塘田　末子
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部
平成２３年（フ）第２０号
熊本県八代市千丁町太牟田2330番地１―203
破産者　上野　悦郎
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部
平成２３年（フ）第２２号
熊本県八代市鏡町両出1324番地１―107
破産者　柴田みゆき
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部
平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町14番14号
破産者　吉元美和子（旧姓喜野）
１　決定年月日　平成23年５月23日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４８号
仙台市青葉区愛子東３丁目10番３号
再生債務者　畑中　　智
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月４日から平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部
平成２３年（再イ）第５７０号
千葉県千葉市稲毛区山王町287―１―311
再生債務者　山内　宣昭
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月４日から平成23年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再イ）第８号
東京都三鷹市深大寺２丁目38番16―202号
再生債務者　西城　健也
１　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月４日から平成23年７月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（再イ）第３１号
静岡県三島市芙蓉台３丁目６番地の４
再生債務者　根本はるみ
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月27日から平成23年７月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（再イ）第２６７号
大阪府東大阪市出雲井本町５番11―711号
再生債務者　新井　徹夫
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月23日から平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再イ）第９７号
堺市西区鳳西町１丁24番地23
再生債務者　揉井　真紀
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月27日から平成23年７月11日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係